

令和2年4月3日

各県立学校長 様

高校教育課長
特別支援教育課長
保健体育課長

鈴鹿市での新型コロナウイルス感染者発生に伴う県立学校の対応等について（通知）

令和2年3月28日に鈴鹿市で開催された陸上競技の講習会に多くの子どもたちが参加し、感染者の方との接触者となっています。県立学校においては、市町を越えて通学している児童生徒が多い実態を踏まえ、児童生徒の命と健康を最優先に考え、鈴鹿市内の県立学校に加え、鈴鹿市内から通学する生徒が多い四日市市、三重郡、亀山市、津市内の高等学校27校及び特別支援学校8校において、学校の教育活動の再開を延期します。

記

1 教育活動の再開を延期する学校

＜県立高等学校（27校）＞

川越高等学校、四日市高等学校、四日市南高等学校、四日市西高等学校、朝明高等学校、四日市四郷高等学校、四日市農芸高等学校、四日市工業高等学校、四日市中央工業高等学校、四日市商業高等学校、北星高等学校、菰野高等学校、神戸高等学校、白子高等学校、石薬師高等学校、稲生高等学校、飯野高等学校、亀山高等学校、津高等学校、津西高等学校、津東高等学校、津工業高等学校、津商業高等学校、みえ夢学園高等学校、久居高等学校、久居農林高等学校、白山高等学校、

＜県立特別支援学校（8校）＞

盲学校、聾学校、特別支援学校西日野にし学園、稲葉特別支援学校、杉の子特別支援学校、杉の子特別支援学校石薬師分校、特別支援学校北勢きらら学園、城山特別支援学校

※ なお、かがやき特別支援学校（緑ヶ丘校・草の実校・あすなる校）については、在籍する児童生徒は、すべて病棟に入院しており、医師の管理下で生活していること、休業に伴う長期間の病棟生活がストレスとなっていること、通学は病院と学校間での移動であることから、予定通り再開します。

2 臨時休業の期間

臨時休業の期間は、当初予定していた始業式の日から、4月13日以降に実施予定の始業式の前日までとします。

入学式については、県立高等学校は4月13日に、県立特別支援学校は4月13、14、15日に変更します。

※ 当初予定していた始業式の日

＜県立高等学校＞

4月 7日 全日制課程1校

4月 8日 全日制課程24校、定時制課程2校

4月 9日 定時制課程2校

4月12日 通信制課程1校

＜県立特別支援学校＞

4月 8日 6校

4月 9日 2校

※ 変更後の始業式の日

＜県立高等学校＞

4月13日 全日制課程24校、定時制課程2校

4月14日 全日制課程1校、定時制課程2校

4月16日及び19日 通信制課程1校

＜県立特別支援学校＞

4月13日 4校

4月14日 3校

4月15日 1校

※ 変更後の入学式の日

＜県立高等学校＞

4月13日 全日制課程25校、定時制課程4校、通信制課程1校

＜県立特別支援学校＞

4月13日 3校

4月14日 4校

4月15日 1校

3 部活動について

教育活動の再開を延期する学校の部活動については、4月4日から、変更後の始業日の前日まで休止とします。

4 児童生徒の心のケアについて

臨時休業等による休業期間の長期化は、新年度のスタートを控えた児童生徒に、不安やストレスを与えていることが考えられることから、引き続き、学級担任や養護教諭を中心にスクールカウンセラーとも連携しながら、児童生徒の様子を見守るとともに、必要に応じて家庭訪問を行うなどきめ細かな対応を行うこととします。また、新入生については、入学式の延期を連絡する際に不安なことが

ある場合には、学校に相談するよう伝えとともに、学校における相談体制を整え不安の解消を図ることとします。

5 全ての県立学校における学校再開の際の留意事項について

教育活動を再開するにあたり、児童生徒が安全に安心して学校生活を送れるよう、3月27日に通知した「令和2年度における県立学校の教育活動の再開について（通知）」等を踏まえて、感染防止対策や心のケア、学習指導の充実に向けた取組を実施してください。

また、以下の取組を参考に、各校の規模・特色や実状に応じて、児童生徒・保護者の不安解消に向けて一層の取組を願います。

<県立高等学校の場合>

- ① 始業式を放送で実施したり、集会を短時間屋外で実施したりするなどの学校行事実施方法の見直し。
- ② 生徒の通学に際して、学年ごとにバスや電車の便を指定するなどして、時差通学を実施したり、始業時間の繰り下げを行ったりすることによる、混雑状況の回避。
- ③ 感染を恐れ、登校を控えている児童生徒や、不登校の状態にある生徒などに対して、家庭訪問や電話連絡により、きめ細かな対応を行うとともに、学習課題の提供や無料学習コンテンツの紹介等に加えて、遠隔教育の実施を検討するなどの生徒の実態に即した学習活動の支援。

<県立特別支援学校の場合>

- ① 医療的ケアの実施にあたって、以下の注意事項を確認のうえ行うこと。
 - ・ 手洗い、マスク、使い捨てゴム手袋の徹底
 - ・ 安全に配慮しつつ児童生徒と適切な距離を保つことを意識したケア
 - ・ 吸引器、加湿器、カート等共用する物品の消毒
 - ・ 本人の体調観察を行い、体調不良、発熱等の早期発見、早期対応
- ② 体温調節の難しい児童生徒もいることから、冷暖房とともに空気清浄機を併用しながら、外気による急激な温度変化に留意し、換気を実施すること。
- ③ 自立活動においては、教職員と児童生徒の間での身体接触を伴うことが多いことから、以下の感染症対策を講じたうえで行うこと。
 - ・ 教材・教具（マット、吊り遊具等）の使用前後に消毒を行うこと。
 - ・ 教職員のマスクの着用、手洗い、手指消毒を徹底すること。
- ④ スクールバスは換気扇（車内の空気を放出）による車内換気に加え、乗降時ごとに扉の開閉を行っています。学校では、登校時のバス到着後から下校時のバス発車までの間に、窓を開け、空気の入替えを行うとともに、教職員が手すりや取っ手等の子どもが手を触れる箇所について消毒液を使用して清掃を行うこと。
- ⑤ 給食の実施にあたっては、教職員のマスクの着用や手指の洗浄、使い捨て手袋等による衛生管理を徹底すること。
加えて、以下のような対応を行うこと。

- ・ ランチルームに加え、普通教室や空き教室等の活用
- ・ 学年や学部等で時間差を設けた喫食
- ・ 教員や子ども同士が机を向かい合わせにしない座席の工夫
- ・ 給食時間中の会話を控えるよう指導

事務担当 高校教育課 高校教育班 仲尾 綾子

TEL : 059-224-3002 FAX : 059-224-3023

特別支援教育課 特別支援教育班 石川 真史

TEL : 059-224-2961 FAX : 059-224-3023

保健体育課 健康教育班 柚木 歩

TEL : 059-224-2969 FAX : 059-224-3023

学校体育班 與谷 慎穂

TEL : 059-224-2973 FAX : 059-224-3023